

---

令和6年 第1回 3月（定例）中間市議会議録（第4日）

令和6年3月21日（木曜日）

---

議事日程（第4号）

令和6年3月21日 午前10時00分開議

日程第 1	第23号議案	令和6年度中間市一般会計予算 (日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	第24号議案	令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
日程第 3	第25号議案	令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
日程第 4	第26号議案	令和6年度中間市地域下水道事業特別会計予算
日程第 5	第27号議案	令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
日程第 6	第28号議案	令和6年度中間市介護保険事業特別会計予算
日程第 7	第29号議案	令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	第30号議案	令和6年度中間市公共下水道事業会計予算
日程第 9	第31号議案	令和6年度中間市水道事業会計予算 (日程第2～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第32号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例 (日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	委員会提出議案 第 1 号	中間市議会議員の請負の状況の公表に関する条例 (日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第12	委員会提出議案 第 2 号	中間市政治倫理条例の一部を改正する条例 (日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第13	委員会提出議案 第 3 号	中間市議会委員会条例の一部を改正する条例 (日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第14	意見書案 第 1 号	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化 を求める意見書 (日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第15	意見書案 第 2 号	官房機密費の廃止と従前の使途の公開を求める意見書 (日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書  
第3号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (16名)

1番	小林 信一君	2番	堀田 克也君
3番	田口 善大君	4番	蛙田 忠行君
5番	柴田 芳信君	6番	田口 澄雄君
7番	山本 慎悟君	8番	安田 明美君
9番	掛田るみ子君	10番	中尾 淳子君
11番	阿部伊知雄君	12番	大和 永治君
13番	柴田 広辞君	14番	下川 俊秀君
15番	井上 太一君	16番	中野 勝寛君

---

欠席議員 (0名)

---

欠 員 (0名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	田代 謙介君
教育長	蔵元 洋一君	総務部長	後藤 謙治君
市民部長	米満 孝智君	保健福祉部長	冷牟田 均君
教育部長	北原 鉄也君	教育部参事	森 秀輔君
環境上下水道部長		田中 秀一君	
建設産業部長	村上 智裕君	消防長	高野 智宏君
総務課長	井上 篤君	財政課長	持田 将一君
契約課長	大貝 憲司君	企画課長	芳賀麻里子君
建設課長	白石 和也君	産業振興課長	宮崎 泰司君
人権男女共同参画課長		石井 浩司君	
生涯学習課長	亀井 誠君	介護保険課長	向 貴幸君
健康増進課	八汐 雄樹君	上水道課長	伊藤 英彦君

下水道課長 …… 松永 嘉伸君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君	書 記 志垣 憲一君
書 記 本田 裕貴君	書 記 山本 和美君

---



午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1. 第23号議案**

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の予算の歳入の主なものとして、地方交付税について、普通交付税においては、令和5年度当初予算と比較して2,029万5,000円減額の45億4,735万1,000円が計上され、普通交付税の補完財源である臨時財政対策債においては、令和5年度当初予算と比較して、4,807万9,000円減額の2,613万5,000円が計上されています。

地方交付税交付金においては、地方財政計画の伸び率と令和5年度の決算見込額を勘案し、令和5年度から8,144万5,000円減額の8億5,195万2,000円が計上されています。

寄附金について、個人版ふるさと納税においては、令和5年度の決算見込額に基づき、1億5,000万円減額の4億5,000万円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、人件費につきましては、令和5年度から5,382万1,000円増額の32億1,028万1,000円となっております。

総務費については、地方公共団体情報システム標準化用総合行政システム環境及びネットワーク環境新規構築事業に7,652万1,000円が計上されています。

教育費については、学校における重要なデータの適切かつ安全な管理及び教職員の業務改善に向けた学校デジタルトランスフォーメーションの推進を目的として、統合型校務支援システムを導入する事業に8,670万円が計上されています。

また、図書館への来館が困難な高齢者や子ども、障がいのある方に本を届けるための図書館配本車の更新に508万8,000円が、さらに、状態が悪化しプレーに支障が出て

いる中間仰木彬記念球場のグラウンド改修に8, 026万7, 000円がそれぞれ計上されています。

以上により、一般会計全体の予算の総額は、令和5年度と比較して6億719万4, 000円増額の歳入歳出それぞれ186億1, 288万4, 000円とするものです。

討論において、「JR中間駅周辺環境整備事業については、長年放置されてきた課題に市が取り組むことは大きな前進である。そして、若者の社会参加という教育面での貢献とともに、若者のアイデアが生かされ、中間駅がよみがえることを期待している。次に、デジタル田園都市国家構想総合戦略支援事業については、令和7年度からの計画を策定するものであり、国の交付金を受けるために欠かせない重要な事業予算である。例えば、令和6年度予算に計上された統合型校務支援システムにおける予算の2分の1は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を使う予定になっている。引き続き、国の交付金を有効に活用し、財政負担の軽減を図りながら、中間市のデジタル化を確実に進めてほしい」との意見を付しての賛成意見が、また、「旧中央公民館建物解体工事実施設計委託については、会派において、解体のための工事実施設計は必要ないと判断に達している。次に、中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事費については、予算にまだ採択されていない、スポーツ振興くじの助成金2, 000万円が組み込まれており、流動的、曖昧さが残るため助成金2, 000万円のみ減額の予算措置が望ましい。次に、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援事業については、まずは中間市のベースとなる第5次総合計画をつくり上げて、その計画に基づいての実施計画を考えるべきであるため、反対する。次に、JR中間駅周辺環境整備事業については、環境整備に異論はないが、今回のこの事業では十分でない。最後に、シティプロモーション事業については、中間市の情報発信をするという基本線については賛成だが、予算額と内容について、会派で資料を集め、検討した結果、600万円程度は減額できると考えているため、この予算について反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第23号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、歳入予算の根幹であります市税においては、前年度予算と比較し1億5, 718万7, 000円の増額の41億5, 692万円が計上されていま

す。その内訳として、市民税16億9,329万4,000円、固定資産税16億8,236万円、軽自動車税1億2,864万9,000円、市たばこ税3億5,500万円、都市計画税2億9,761万7,000円となっています。

また、地方消費税交付金が、前年度と比較して8,144万5,000円減額の8億5,195万2,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費においては、子ども医療に要する経費に1億4,606万3,000円が、重度障がい者医療に要する経費に1億2,528万7,000円が、ひとり親家庭等医療に要する経費に3,587万6,000円がそれぞれ計上されています。

衛生費においては、妊娠時から出産及び子育てまで切れ目のない伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業について、令和6年度分の経費として3,141万6,000円が計上されています。

討論において、「市民団体等への補助金が削減されたままであることから、元に戻すこと」を求める。また、「マイナンバーを中心としたデジタル化の推進は、国民の安全や生活を守っていく上では、危険な動きだと判断することから、そのことを含むこの予算について反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第23号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、使用料及び手数料において、公営住宅及び地域優良賃貸住宅などの住宅使用料が1億1,323万7,000円計上されております。

国庫支出金の土木費国庫補助金においては、池田団地外壁改修工事等に伴う補助金として、社会資本整備総合交付金が4,165万円、旧中鶴公営住宅解体工事と県営住宅中鶴団地歩道整備工事に伴う補助金として、住宅市街地総合整備事業費補助金が9,600万円が計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費の住宅交通政策費において、公共交通の運行維持に係る補助金、中古住宅購入・リフォーム補助金等の負担金補助及び交付金が5,753万6,000円となっております。

衛生費においては、遠賀・中間地域広域行政事務組合への火葬施設負担金として5,2

61万2,000円、じん芥処理に要する広域事務組合へのごみ処理負担金として4億3,852万4,000円となっております。

農林水産業費においては、農村環境整備工事として、下大隈地区の用水路改修事業に1,200万円が計上されております。

土木費においては、通谷歩道橋の撤去に伴う通学路の整備工事及び御座ノ瀬1号線法面崩壊対策等に係る工事請負費として2億767万3,000円、都市公園、児童遊園、緑地緑道の維持管理、市民トイレ清掃等の委託料として2,143万9,000円がそれぞれ計上されております。

消防費においては、平成16年度に整備いたしました消防ポンプ自動車の経年劣化に伴い更新整備するもので、備品購入費として7,548万7,000円が計上されております。

討論において、「通谷歩道橋撤去工事については、国土交通省の健全性の判断において、過去3回の点検において全て早期措置段階の判定を受けており、最低区分である緊急措置の一歩手前である。経年劣化も激しく、耐震性も低下していることから早急に撤去すべき」との賛成意見が、また、「子ども達や年配の方など、歩行者の安全を考えると、多い時には5分に1回電車が通ることもある線路内の横断はできるだけ避けるべきである。新しい歩道橋をつけるなど、安全性を優先すべきと考えるため、反対する」との意見がありました。

次に、「物価高騰経済支援商品券配布事業については、物価高騰に対する生活支援とともに、市への経済効果は6,000万円ほど見込まれる地域活性化のための事業でもある」との賛成意見が、また、「本事業に係る経費は事業費の2割を占めており、事業として経費が多過ぎる。また、一世帯に3,000円という金額も世帯毎に人数が異なるため、公平性が保てないと考える。公共料金や他の事業で還元する方法を模索すべきと考えるため、反対する」との意見がありました。

最後に、「消防費県補助金について、移動式空気ボンベ充填機、空気呼吸器及びボンベを購入するために石油貯蔵施設立地対策等交付金が計上されているが、白島石油備蓄基地は福智山断層の延長上にあり、危険性が問題視されている設備であるため、市の基金等を活用して購入することを求める」との反対意見がありました。

最後に採決いたしました結果、可否同数となりましたことから、中間市議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長裁決において否決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（中野 勝寛君）

本案に対し、小林信一君、ほか5名から修正の動議が提出されました。

修正動議の写しは、お手元に配付させていただいております。本動議は、2人以上の発議者がありますので成立いたしました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提案理由の説明を求めます。小林信一君。

○議員（1番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一でございます。第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算の修正案にかかる提案理由、これを述べさせていただきます。

お手元に配付されております修正案、これの後ろ3ページに提案理由を添付させていただいております。その理由書を読み上げながら、提案理由とさせていただきたいと思います。

令和6年度当初予算に計上された新規事業について、その新規事業の趣旨及び予算額に承認しがたい新規事業があります。我々協力会派を代表して、不適切と判断した新規事業及び予算額の削除並びに予算の減額修正を提案させていただきます。

まず、新規事業及びその予算額を削除すべきものから、その理由を述べさせていただきたいと思います。

最初に、2款1項5目12節、旧中央公民館建物解体工事に伴う実施設計委託料でございます。予算額は989万1,000円となっております。

旧中央公民館は、中間市社会教育施設等あり方検討委員会において、耐震化を含む改修工事を実施して、長期的利用を図ることが望ましい施設と報告されておりました。

しかしながら、旧中央公民館建屋は、閉館廃止となりました。閉館廃止後、市民の方から「廃墟となった建物をいつまで放置しておくのか。建物周辺の植え込みも放置され、見るに忍びない」との声が寄せられていました。やっとの思いで解体の動きが具体化したかと思いきや、建物解体工事に関する実施設計委託料の予算計上でございます。

我々協力会派は、令和6年度予算に関する学習会の機会を持ち、本事業の趣旨及び予算の是非について討議いたしました。施設の解体工事に、なぜ実施設計委託が必要なのか理解できないとの見解で一致をみました。旧中央公民館の建設当時の設計図、あるいは仕様書、国や県の公共施設解体工事の基準等を基に、解体に関する仕様書を策定し、業者入札を実施することが可能であり、そのことで実施設計委託料という予算の無駄を省くことができます。

したがいまして、この旧中央公民館建物解体工事に伴う実施設計委託料について、その経費に係る歳入、歳出の全額を減額にする修正を行うものであります。

次は、2款1項6目12節、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託料でございます。

この事業は、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定したことを受け、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した改定を行うもので、外部コンサルタントのフォローを得て改定作業を行うもの、その予算としまして396万円が計上されております。

この事業は、現在策定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これを抜本的に

改定するものと認識するものであります、この総合戦略策定の内容と現在継続協議をされている第5次総合計画との関連は、どのように位置づけられているのか明確ではありません。策定を急ぐのは第5次総合計画であって、第5次総合計画が策定されて、その後、総合戦略が策定されるべきものであります。策定作業の手順が全く整理されてないものと解されております。

したがって、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託料について、その経費に係る歳入、歳出の全額を減額にする修正を行うものです。

次は、2款1項6目12節、JR中間駅周辺環境整備業務委託料でございます。

この事業は、中間市の玄関口であり、交通の拠点である中間駅の魅力を向上させるため、学生やJRの協力を得て、駅周辺及び駅舎の環境整備事業として100万円の予算が計上されております。

以前より、JR中間駅及び駅周辺、そして西口及びその周辺の環境整備は、本市の重要な課題でありました。JR中間駅を中心とする中間市の玄関口、そして交通の要として環境整備を考えるならば、他の自治体の駅改修、建替え及び駅周辺の開発に学び、中間市の顔にふさわしい環境整備とその周辺の開発を提案し、一過性の環境整備ではなく、継続性のある環境整備計画を策定、提案していただき、駅及び駅周辺の環境整備と周辺開発に努めていただくことをお願いし、JR中間駅周辺環境整備業務委託料に係る事業予算について、その経費に係る歳入歳出の全額を減額にする修正を行うものであります。

次は、7款1項2目12節、物価高騰経済支援商品券配布事業委託料でございます。

2020年4月、福岡県を含む全国7都道府県に緊急事態宣言が発せられました。その後、社会全体が自粛状態に陥り、経済の動きも滞る状態が生じ、低所得者層を中心に経済的支援を求める声が高まり、各自治体では、困窮する低所得者層を対象に経済的支援対策が実施されました。中間市を取り巻く近隣の自治体でも、各世帯への米などの物品支給や商品券の配布等が行われ、各家庭への経済的支援が実施されました。

本市においては、市民の方から「1,000円でもいい、3,000円でもいい、経済的支援を何とかもらえないか」、そういう対策を求める声が多く寄せられました。執行部に対する緊急支援、その対策の要望を行いましたが、本市では経済的支援対策は実施されず、「中間市は何もしてくれない」と厳しい声が寄せられました。

本市におきまして、令和4年度において、学校給食費の値上げ分が補助され、令和5年度においては、単年度の条件付きで給食費が全額補助され、また、全世帯と事業所を対象に水道の基本料金の補助が、令和6年3月まで物価高騰に対する経済的支援策として実施されています。

しかし、この二つの対策は、先ほど述べましたとおり、令和6年3月で終了となります。物価高騰が続く中、当然のことながら、各世帯では4月から全額負担の支出が重くのしかつてまいります。

中には、水道基本料金と給食費の負担が重複する世帯があることは、誰しも理解するところでございます。何らかの経済的支援対策が求められます。

そうした中、令和6年度の当初予算に物価高騰経済支援商品券配布事業が、予算額7,569万8,000円で計上されています。

この事業は、物価高騰に対する各家庭への経済的支援と地域経済の活性化が謳われていますが、この予算は6,300万円が2万1,000世帯への商品券配布となり、1,269万8,000円が事務的経費に充てられるようです。一世帯3,000円の商品券は、1回ないし2回程度の買物で簡単に消費されてしまいます。全世帯を対象とする経済支援ならば、令和6年度も水道の基本料金免除の支援対策を継続実施すべきではないでしょうか。一世帯当たり年間1万円程度の支援となり、本来の物価高騰に対する支援対策に合致するものと思われます。

また、水道の基本料金の支援対策は、所管の職員の手で手続等が可能でございます。事務的経費の無駄がなく、予算が効果的に使われることになります。

したがいまして、物価高騰経済支援商品券配布事業委託料及びそれに付随する予算について、その経費に係る歳入、歳出の全額を減額にする修正を行うものです。一過性ではない経済支援を強く求めるものでございます。

次に、8款2項3目12節、通谷歩道橋撤去等委託料、予算額1億2,129万1,000円並びに8款2項3目14節、通学路整備工事、予算額1億400万円のこの二つの事業は関連性がありますので、一緒に説明をさせていただきます。

通谷横断歩道橋は昭和56年に設置され、40年を経過し経年劣化が進み、横断歩道橋の撤去、あるいは安全性を考慮して新たな歩道橋の新設、これが必要な時期を迎えていることは十分に承知しているところであります。

我々協力会派の安田議員は、令和2年12月議会から令和4年12月議会の間、複数年にわたり、あるいは複数回にわたり、この通谷横断歩道橋の安全対策を初め、歩道橋の撤去並びに改修による存続、筑豊電鉄の高架等について一般質問を行い、歩道橋の撤去と安全対策、通谷線のまちづくりについて、市長あるいは所管課の見解を伺いながら、早期対応を求めてまいりました。

この一般質問の中で、通谷歩道橋の撤去及び安全対策に要約して経過確認をしますと、令和2年12月議会では、平成26年及び28年の点検で、全体的な補修が必要と報告を受けた。平成31年の交差点内横断歩道の設置を契機に、撤去に方針を決定し、準備を進めていると回答がなされておりました。令和3年12月議会では、歩道橋撤去に伴う子どもたちや学生、一般市民、車椅子やシニアカー等々の踏切横断の安全確保の質問に対し、教育委員会や安全安心まちづくり課等、関係部署との協議は十分に行われていない。委託設計書等ができたら、安全対策に努めると回答がなされています。令和4年3月議会では、歩道橋撤去の時期と費用の質問に対し、撤去を伴う作業条件と附帯工事に多額の費用とな

れば、撤去と補修存続の両面で検討する。また、関係部署との協議は、教育施設課、安全安心まちづくり課、財政課に対し設計委託の結果報告を行い、安全対策について報告したご回答なされております。令和4年12月議会では、再度の歩道橋撤去の質問に対し、撤去する方向で検討、着手してまいりたいご回答がなされています。

今述べました答弁のこの移り変わりを見ましても、歩道橋の撤去と改修しての存続、この答弁がその都度入れ替わり、歩道橋の取扱いに一貫性が全く見られませんでした。さきにも述べましたが、我々協力会派は、歩道橋の撤去には全く反対するものではありません。老朽化が進み、朽ちていく歩道橋を修繕して、無理に残せと言っているわけでもございません。歩道橋撤去に伴う踏切横断の恒久的な安全対策、これを強く求めているのであります。

現在の変則で利便性の悪い歩道橋ではなく、少々の費用がかからっても、踏切を横断する人たちが100%安全に踏切を渡り切ることができる施設、新しい歩道橋を新設すべきであると考えております。

歩道橋撤去後に、踏切に接続する道路に新しく歩道を拡張整備しても、踏切を渡るという行為は、恒久的に続くことになります。朝夕のラッシュ時、上り下りの電車は5、6分に1回、こういった間隔で交互に行き来しております。その都度警報機が鳴り、遮断機がおります。無理して踏切を渡る人が出てきます。特に、子どもたちは思わぬ行動をとります。登下校の安全確保、これが最優先されなければなりません。

本来、担当部署を核として、関係部署と安全対策を協議すべきところではありますが、この協議もなされていない状況にあります。

以上のことから、通谷歩道橋撤去等委託料及び通学路整備工事と、それに付随する予算について、その経費に係る歳入、歳出の全額を減額に修正を行うものです。

次の二つの新規事業は、予算額の減額修正を求めるものです。

その一つが、2款1項6目12節、シティプロモーション業務委託料でございます。

この事業は、本市の特産品や地域の魅力を市外に発信し、地域の活性化を図ることを目的に情報誌等の作成と配布を行うもので、1,320万円の予算が計上されています。

この事業に対する会派学習会において、情報誌は電子媒体による情報誌と紙媒体による情報誌の二通りがあり、電子媒体は有名芸能人の出演による動画制作によるもので、インターネットを介して配信され、紙媒体は2万部程度を印刷し、県外等の各商業施設、交通機関等の人の往来の激しいところ、そういったところで配布されると聞いております。

有名芸能人の出演の場合、出演料がかなり高額になると情報を得ております。中間市では、中間市観光大使を大野いとさん、彼女にお願いしており、彼女の起用であれば出演料がかなり節約できるとの情報があります。総合政策委員会の質疑の中で、大野いとさんが類似した他の情報誌に出演しているとの回答がありました。中間市の観光大使は大野いと、この路線は貫き通す必要があると思います。大野いとさんの起用で、電子媒体情報誌

の制作費削減を図るべきであります。私どもの試算では、出演料を含む情報誌製作費は688万円程度に抑えることができます。

したがって、1,320万円の予算を688万円に減額する修正を行うものであります。

次が、10款5項1目14節、中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事とその予算でございます。

このグラウンド改修事業の趣旨は、球場の内外野の状態が悪く、プレーに支障が出ていることで、けが防止のための改修工事を行うというものです。

この球場は、指定管理者の維持管理により運営されてきました。指定管理下にある公共施設の修理・改修工事は、その費用が一定額を超える場合、市が修理・改修工事を負担するということになっています。プレーに支障が出て、けが人が出る可能性がある状態になっている、そういう情報はこれまで聞いておりませんでした。けが人が出る可能性があれば、本来ならば球場の使用禁止の安全策をとる必要があったのではないかと思います。

今回、グラウンド改修工事費に8,026万7,000円の予算計上がなされています。この予算額には、日本スポーツ振興センターからの補助金2,000万円が含まれております。

しかし、この補助金は確定されたものではなく、補助金が出ない可能性を含んでいます。流動的な予算組みでこのまま容認することはできません。

したがいまして、補助金2,000万円を減額した市負担額の6,027万7,000円の予算の範囲で、プレーに支障が出ない、けが防止のための改修工事を承認すべきであり、中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事に係る予算について、2,000万円減額する修正を行うものでございます。

なお、中間仰木彬記念球場は老朽化が進んでおり、改修工事を必要とする箇所は多々あると聞いております。日本スポーツ振興センターの補助金がつきまいたら、補正予算等を組んでいただき、改修工事に充てていただくこと、また、中間仰木彬記念球場を市民グラウンドとしてどのような位置づけをし、今後運営していかれるのか、これを明確にしていただくことを申し添えておきたいと思います。

以上で、提案理由を終わらせていただきます。議員の皆様方のご賛同、よろしくお願ひをいたします。

#### ○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。第23号議案につきましては、修正動議が提出されております。

したがいまして、初めに修正動議による修正案、次に、修正部分を除く原案の順で質疑を行います。

まずは、修正動議による修正案の説明に対し、質疑はありませんか。柴田議員。

#### ○議員（13番 柴田 広辯君）

新風クラブの柴田広辞です。

令和6年度一般会計予算修正案における事業の削除として挙がっています通谷歩道橋撤去等委託、また、通学路整備工事について、お伺いいたします。

当該事業は、令和元年10月4日に福田市長宛てに提出された通谷電停周辺の交通安全対策に関する陳情書——代表世話人、中間市自治会連合会会長、また、中間市自治会連合会南校区校区長より提出され、自治会61全自治会の押印と、1万1,000名余りの署名が添えられたものに基づいたものでございます。

陳情の趣旨につきましては、通谷電停周辺の交差点においては、朝夕の通勤・通学の時間帯を初めとして、日頃から自動車や路線バスが集中していることから、交通事故が発生し、かつてから歩行者や自転車にとって大変危険な区域です。

現在、横断歩道橋が設置されているものの、老朽化しており、使用する人はほとんどおらず、ほとんどの方が横断歩道の設置されていない道路を危険を冒して渡っている状態です。

よって、通勤・通学のときの歩行者の安全確保のためにも歩道整備を含めた道路改良工事及び横断歩道橋の早期整備を陳情するものです。陳情事項といたしましては、4つあります。1番、通谷電停周辺の横断歩道の設置、2番、通谷電停周辺の道路改良工事、3番、通谷電停周辺の老朽化した横断歩道橋の撤去、4番、通谷電停における筑豊電鉄と市道の立体交差という内容であります。

この1から4番を確認いたしますと、まず、1番、通谷電停周辺の横断歩道設置につきましては令和2年3月に設置が完了しております。2番、通谷電停周辺の道路改良工事につきましては、今回、令和6年度予算で上がっております。また、3番、通谷電停周辺の老朽化した横断歩道橋の撤去、これにつきましても、令和6年度予算で実施予定という形で予算が上がってきております。

多くの市民の陳情に基づき中間市と地元自治会が協議を進める中で、令和5年度には通谷歩道橋工事実施設計業務委託、約2,200万円をかけて、地元の要望を反映すべく歩道橋の撤去と歩道の整備の設計を実施しております。

私も議員として、当該計画は本当に地元の声を反映した上で設計され、事業化されているのか確認しておく必要があると思い、3月11日月曜日、陳情書を提出されております自治会連合会現会長代行兼南校区長と面談をさせていただきました。

また、歩道橋撤去事業費と通谷駅周辺整備事業費の削除の修正案が提出された後、3月18日月曜日、再度、自治会連合会現会長代行兼南校区長と面談をさせていただきました。

会長代行兼南校区長からも、歩道橋撤去後の筑鉄沿いの歩道の整備と押しボタン式の横断歩道の整備要望を出し、中間市より予算がそれ次第、安全対策を含めた具体的な協議を進めていく旨の話を伺っているので、予算を削減せずにぜひ進めていただきたいとの要望を伺っております。

また、地元自治会長からも、議員の皆様には、中間市民が求めている安全対策について真摯に向き合っていただき、先送りせず進めていただけるよう強く要望することを、ぜひ伝えていただきたいとのコメントもいただいております。

我々議員は市民の代表として、地域の皆様の困り事をしっかりと受け止めて行動すべきであると考えております。現時点においても、黒崎方面の電車に乗るために筑鉄沿線を歩行されている方がおられ、朝夕の暗い時間帯には視認性も悪く、大変に危険な状況であります。通学路整備という工事内容になってますが、一般市民の多くは既に危険な状況下にあることを忘れてはならないことであります。

陳情書を提出されました自治会連合会現会長代行兼南校区長、その他地元自治会長からも、陳情に沿って中間市が今回事業を行おうとすることに、なぜ反対するのか理由が分からぬので、納得ができる理由を説明いただきたいとの声が上がっています。

このことを踏まえて、再度説明をいただけないでしょうか。また、誰の声を反映して当該事業を削除されているのでしょうか、お教えください。（拍手）

○議長（中野 勝寛君）

静粛に。静粛にしてください。

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

今の件の一つ、お答えします。

先ほど、最後に、誰のためですか、ちょっと確認お願いします。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（13番 柴田 広辯君）

誰の声を反映してということです。

○議員（1番 小林 信一君）

誰の声を反映してというふうなことですが、この通谷の歩道橋の取扱いにつきましては、先ほど言いましたように、長年にわたって、議会でもどういうふうに取り扱うべきかというふうなことが論じられてきたと思います。

先ほど言われた、市民約1万1,000人の署名を添えて、大きく4項目で陳情書が出されたということも、私ども確認を既にしておるところでございます。

そういった中で、私どもが一番に考えておりますのが、安全の確保でございます。この安全を確保するためには、現在ある歩道橋を撤去して、その周辺の歩行者道路でっていうんですかね、歩道を整備すれば解決するというふうな考え方で今度予算組みがなされておるようになりますが、歩道橋撤去には反対はしておりません、すべきなんです。

ただ、そのあとの安全対策、万全なる安全対策をきちっと考えた上で歩道橋撤去です。先ほど言いましたように、既にあそこで事故が起こり、事故に遭った人が死亡されたと

いうふうな案件も、これも既に情報として聞き及んでいるところでございます。

これから先、歩道橋が撤去されて、踏切を常に子どもたちも、一般の方も、そして、高齢者の方が踏切を横断するということが撤去後はそれが続くわけでございます。

何か歩道が少し整備されたと、踏切の中にも少し人が歩ける歩道の部分があるらしいんですが、私も歩いてみましたけど、あまりよく理解できませんでした。2m幅ぐらいあるそうですが、2mぐらいの幅だと、人がすれ違うとき、これで目いっぱいですよ。そこに車椅子、シニアカー等が往来するときに、ほかの人とすれ違う、そういった中で、線路内への脱輪あるいは脱輪しながら転倒、そういうことも十分に予測が可能、こういうことも話し合っております。

そういうものを解決するのは、今ある歩道橋を撤去した後、新規に歩道橋をつければその問題が解決するんではないかというふうに考えておるところでございます。

車椅子は、シニアカーは、歩道橋をつくったらどうするんか、簡単です。エレベーターをつければいいんです。そういう歩道橋施設はあちこちにございます。そういう安全対策が十分に論じられないで撤去撤去と動いていくと、何か事が起こったとき、どこの誰が責任を取るようになるんでしょうか。安全対策を早急に進めていただきたい。

これが私のお答えということになります。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて質疑を終結いたします。

続きまして、修正部分を除く原案の委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の順につきましては、質疑と同様といたします。

まず、修正動議による修正案に対し、討論はありませんか。阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。

第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算修正案に2点を指摘し、反対討論を行います。

最初に、物価高騰経済支援商品券配布事業についてです。

物価高騰経済支援商品券配布事業は、物価高騰に対する市民の生活支援とともに地域経済活性化のための事業でもあります。商品券の発行によって、市の経済効果は6,000

万円ほど見込まれるということです。

この1年、市内には商業施設がふえ、今年2月には新しくお寿司のチェーン店も開店しました。この時期を捉えて、いや、この時期だからこそ、3,000円の商品券を全世帯に配布する事業は、地域経済を活性化するために必要な事業だと考えます。

これは私だけかもしれません、財布の中の現金を出すのには慎重になりますが、商品券であれば無駄にしたくありませんので、必ず使用しようと思います。家族で食事に行こうかとか、ガソリン代に充てようかとか、商品券で何を購入するのが一番良いかを考え使用します。

要するに、商品券は個人の消費活動に結びつきやすいということです。3,000円の商品券全世帯配布事業をとおし、市内における個人の消費活動を促す。このように、市内の事業者を支援し、地域経済を活性化させる、また、商品券の配布で市内の事業者を支援することによって、中間市は事業者を応援してくれる自治体だというイメージができれば、事業者が中間市へ進出するきっかけになるかもしれません。

さらに、商品券事業で市民が西鉄バスを利用して食事や買物に出かければ、利用者の減少により国や県からの補助金がカットされるという事態を防ぐことにもつながるのではないかでしょうか。市内における経済の好循環ができれば、市税の増加も期待できます。ひいては、市民への行政サービスの充実にもつながるのではないかでしょうか。

このように、様々な観点から考え、地域経済の好循環を生み出すきっかけをつくる施策は実施するべきだと考えます。

ゆえに、今回執行部から提案された物価高騰経済支援商品券配布事業で3,000円の商品券全世帯配布は、市内の事業者を支援し、地域経済を活性化するために必要な事業だと考えます。

次に、通谷歩道橋撤去事業についてです。

筑豊電鉄通谷電停付近は、朝夕の時間帯は通勤・通学者で、人も車も多く通行します。土日は買物客で車が渋滞します。市内でも一、二を争う交通渋滞箇所です。これからは、ハピネスなかまが子ども支援、福祉事業のセンター的役割を担うことになり、通谷電停付近は、人、車の往来がますますふえることが予想されます。ゆえに、通谷電停付近の安全対策、道路の整備は喫緊の課題です。

通谷歩道橋は、過去に三度点検を行って、点検結果は全てにおいて国土交通省健全性の判断区分は、4区分あるうちの区分3、早期措置段階です。区分4の緊急措置段階の一歩手前です。現在では、経年劣化が著しく、耐震性はかなり低下しているとのことです。

私は、3月11日月曜日から15日の金曜日までの5日間、朝7時30分から8時までの30分間、歩道橋の上に立ってみました。一番多い日で小学生が16人、中高生が8人、大人が9人、歩道橋を渡っていました。そこで感じたことは、歩道橋を利用する人よりも、歩道橋周辺の歩道を利用する人が多いということです。また、通谷電停から新中間病院方

面に行く線路沿いの歩道を利用する人が多く、車がすぐ横を通りたため、大変危険だということを感じました。

振り返って、約30年前の阪神淡路大震災で高速道路が横倒しになっている映像がありました。今でも記憶に残っています。今年の能登半島地震では、7階建てのビルがそのままの形で前倒しになっている様子がテレビで何度も放映されました。

最近のニュースでは、千葉県東方沖で震度1程度の地震が頻繁に発生していることです。今朝9時8分にも、栃木県、埼玉県で震度5弱の地震が発生しています。

地震は、いつどこで起こってもおかしくない状況です。市は、最悪の状況を想定して施策を行う必要があります。

東北大学災害科学国際研究所の栗山進一所長は、「災害で命を守るための一番の方法は、どこまで行っても、事前の備えに尽きます」と語っています。中間市にとって事前の備えとは、危険箇所への対応ではないでしょうか。

すなわち、国土交通省健全性の判断区分3、早期措置段階の通谷歩道橋の撤去です。

栗山進一所長は、さらに続けます。「その対策を後でやればいいと先延ばしにしたり、我が家は対策をしなくても大丈夫だろうと油断をしているうちに災害が起きてしまうというのが現実ではないでしょうか」と言っています。

通谷歩道橋撤去の先送りは、それこそ市民の命を危険にさらしていることを見過ごすことになるのではないでしょうか。長い間、歩道橋の危険性と撤去が指摘されていながら、財政状況の厳しさから手をつけられなかつたことを考えると、今回、歩道橋の撤去事業が予算に上げられたことは、財政状況の改善が進んだことを示していると思います。

歩道橋を撤去する際の児童、歩行者の安全確保を市の関係部署、警察、地域の自治会、学校と十分協議をして安全対策を確立した上で、財政状況が改善してきた今のうちに、1日も早く歩道橋を撤去していただきたいと思います。そして、歩道橋撤去後、新しく歩道橋を設置するかどうかは、地域住民の意向を十分尊重しながら話を進めていくことが大切だと思います。

第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算の修正案は、中間市の課題の先送りにより、市政の停滞を招きかねないと危惧いたします。

したがって、第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算の修正案には反対いたします。（拍手）

○議長（中野 勝寛君）

ほかに……静粛にしてください。すいません。静粛にお願いします。

次されましたら退場を命じますので、公平公正にやっていきますので、ぜひその辺よろしくお願ひいたします。

ほかに討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

第23号議案の修正案に対する賛成討論を行います。

まず、予算を削減するべきもの、中央公民館建物解体工事に伴う実施設計委託料であります。

旧中央公民館は、年間延べ3万7,600人の市民の皆さん方が利用し、36サークルが活動され中間市の文化を築いてまいりました。平成30年12月に中間市社会教育施設等あり方検討委員会報告書が出されました。中央公民館は、本市の社会教育の中核的な役割を果たすことを目的とした必要な施設でもあります。利用者の視点や管理者視点からも評価が高かったというふうに聞いております。

したがって、今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行うとともに、維持保全を図るため、耐震化の改修等を実施し、適正に維持更新を行うこととするとして、築40年が経過となります。耐震改修工事等を実施し、目標耐用年数を70年として使用していくとして出されておりました。

しかし、2020年6月議会で廃止が決まって今日に至っています。国や県の公共施設解体工事の基準等を基に、解体に関する仕様書を策定をし入札を実施すれば、実施設計委託料は削減することができます。

よって、この項については賛成といたします。

次に、2番目の、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託料について、396万円が計上をされています。

岸田政権の政策の柱の一つである、デジタル田園都市国家構想が目指す中長期的な方向性や重要業績評価指標、施策の内容、工程表を示したものであります。2020年から27年度までの総合戦略が示されており、2022年12月に閣議決定されました。将来的には、行政職員の要員合理化が進められるものであります。

私たちの要求は、「高齢化が進んでもまちが元気づいてほしい」「交通手段が減っても気楽にお出かけしたい」「安心して子育てができるまちにしてほしい」「災害時にも安心して避難したい」など、市民要求に基づき、第5次総合計画は早急に策定されるべきであります。

以上の理由から、この項について賛成といたします。

次に、3番目の項目として、JR中間駅周辺の環境整備業務委託料です。予算額としては、100万円が計上をされています。

JR中間駅は中間市の玄関口であり、また、市の顔にふさわしい環境整備と、周辺の開発計画を提案することは大変重要なことです。

今、中間市と垣生駅間は単線で運行されています。当初、JR九州は遠賀川にかかる鉄橋補修のためと聞いていましたが、今、これが常態化しています。

1991年、平成3年5月14日、滋賀県を走る信楽高原鐵道線において発生をしまし

た列車衝突事故——信楽高原鐵道の車両と直通運転で乗り入れていた西日本旅客鉄道、JR西日本の車両が正面衝突して、42名が亡くなり614名が負傷しました。単線鐵道事故について、私の脳裏から離れません。

障がい者の方々が安心、安全に利用できるように改善していくこともまた、公共交通機関を利用する我々の大切な使命だというふうに思います。さらに、市の活性化を強く望むものであります。以上によって、この項について、賛成といたします。

#### 4、物価高騰経済支援商品券配布事業委託料についてであります。

近隣の自治体では、早くから物品や商品券が配布をされてきました。物価高騰対策といえば、とても耳ざわりがよいように聞こえますが、必要経費が主体的事業の2割を占めるということはいかがなものかと考えます。

商品券が一世帯3,000円であるならば、水道料金やごみ袋料金のほうが経費としてはかかるのではないでしょうか。限りある予算の中で、市民の皆さんに喜んでいただける施策、もっと知恵を出し合い、行っていくべきだというふうに考え、この項について、賛成といたします。

#### 5番目の通谷歩道橋撤去等委託料についてであります。

先ほど来から様々な意見が出されております。私は、子どもたちの登下校時において、安全第一を考えると、線路内の横断については、できるだけ避けたほうがよいのではないかでしょうか。

令和3年6月、千葉県の八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名の尊い命が召されてしまいました。登下校時の児童生徒が被害に遭う交通事故が、いまだ依然として発生している状況であります。私は、安全面をもう一度考えていくべきだというふうに思います。

先ほど来より、横断歩道橋の撤去については、この修正案についても賛成だというふうに聞きました。多くの方々もそれは同じだというふうに思います。

そういう中で、児童たちが本当に安全、安心して通学できる、そしてお年寄りが安心して横断できるというような状況を、私たちが一人一人がやっぱり考えていかなければならぬのではないでしょうか。

そういう面から、まず撤去をして、安全面について、再度みんなで考えていくべきだということで、賛成といたします。

次に、予算を減額すべきもの、1のシティプロモーション業務委託料であります。

予算額としては、1,320万円が計上されております。中間市の観光大使である大野いとさんを起用することで委託料が節約できるのであれば、私は、そのほうがよいではないでしょうか、賛成といたします。

2番目の中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事であります。8,026万7,000円が計上されております。

昨年の高校野球大会予選会場として、私は選ばれてないので不思議に思っておりました。グラウンド状況が悪いのであれば、当然、修理は必要です。日本スポーツ振興センターからの補助金が決まっていないのであれば、2,000万円は減額をし、グラウンドの補修を優先すべきだと考え、修正案には賛成いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。大和議員。

○議員（12番 大和 永治君）

新風クラブの大和永治です。

第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算の修正案について、3点、私から反対討論を申し上げます。

JR中間駅周辺環境整備業務委託料に係る事業予算について、歳入歳出の全額を減額にする修正が出されておりますが、こちらは、今まであまり改修等、手をつけられてこなかったJR中間駅周辺の環境整備の取つかかりの事業として、とてもいいことだと考えます。

もちろん、今回の予算と事業のみでやりっぱなしにしてはいけません。適切な場所、箇所、そして適切な予算をつけて、これからの中間市発展のために、JR中間駅の環境整備は続けていかなければいけないと考えております。

その第一歩として、今回の事業はとても良いことだと考えますので、今回の修正案には反対をいたします。

続いて、通谷歩道橋撤去等委託料及び通学路整備工事に係る予算について、全額を減額にする修正が出されております。

こちらも、平成26年以降の点検から何度も全体的な補修が必要と結果が出ております。ですが、簡易的な補修のみで、長年そのままにされておりました。そして、市の見解も、「撤去」又は「改修して存続」と定まっておりませんでしたが、ようやく撤去の判断がなされ、今回予算が上げられております。

修正案にもありますように、撤去後の安全対策はとても重要なことだと思います。ですので、安全に踏切を渡り切ることができる施設又は新しい歩道橋を新設するにしても、まず初めに安全性に欠ける歩道橋を撤去することが第一だと考えます。

歩道橋を現状のままにしておくことが、今は一番危険な状態だと考えますので、早急に撤去を行い、撤去後の安全に踏切を渡り切る手段については、並行して考えていくことが大切だと考えます。よって、修正案には反対をいたします。

最後に、シティプロモーション業務委託料の予算減額の修正案について、反対をいたします。

シティプロモーションとは、本来市外の方に向けて行うものが主だと思います。その市外の方に、いかに中間市に興味を持っていただくか、そして関わりを持っていただくか、それが今回目的として行う事業だと考えます。

そのため、観光大使である大野いとさんを起用して予算を削減することも一つの考え方ではありますが、やはり芸能人を起用してプロモーションを行うということは、今日でのその芸能人の知名度や人気度、影響力など、様々なことを勘案してオファーをしていかなければ意味がないと考えます。

そういういろいろな要素を加味して、より多くの市外の方が中間市に興味関心を持つていただけるように、大野いとさんを含めあらゆる芸能人の方を検討してオファーをする必要があるということで、この事業が最も重要だと考えます。

よって、今回の減額の修正案には反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

共産党の田口澄雄です。修正案に賛成の立場で意見を申し述べます。

先ほどからの議論もあってますが、一つは通谷の横断歩道橋の問題です。

問題なのは、今さっき危険性の問題で言われましたけど、歩道橋そのものの危険性と子どもたちの交通上の問題、あるいは歩行者の交通上の問題での危険性っていうのをごっちゃにした議論されてますので、その辺は整理する必要があると思うんです。

問題になるのは、子どもたちが、まず線路を渡るということ、これは撤去すればそうなるわけですから、当然危険性が生まれます。しかも、渡った後、拡張された歩道をまた渡って歩いて、そして道路をまた渡るわけですよね。これもまた非常に危険なわけです。しかも、登校時と下校時では渡り方が違います。

その辺の安全がまず確保されるのかどうなのか、こういったこともよく議論するべきだと思うんですね。事は急ぎますので、いつまでも議論していくわけにはいきません。

ただ、このままの状態でいきますと、一つしか選択肢がありません。線路を渡って横断歩道を渡るしかできないんですね。それでいいのかという話です。

盛んに地元の了解という話、請願という話も出ましたけど、今私あそこの通谷、朝見ていますとね、太賀団地の保護者の方が毎日朝立ってらっしゃるんです。

一番声を聞かなければいけないのは、私は太賀団地の子どもたちと思うんですね。あそこを渡って行きも帰りも渡っているのは太賀団地の子どもたちなんですよ。

こうした保護者の意見をよく聞いて、そしてやっぱり結論を出すという、そういう動きを早急にこれはするべきだと思います。

そういう意味では、一つの選択肢しかない、この今回の予算書については、基本的に反対であります。

それともう一つ、物価高騰の商品券の問題ですけども、反対意見ですね、地域の活性化ということが盛んに言われました。

しかし、本当にそう思うのであれば、こんな3,000円程度の、しかも一世帯3,0

00円ですよ、一世帯5人も6人もいらっしゃる方ではもう500円とかしかならないわけですけど、これで活性化という言葉がよく言えるなと思って、私はおかしいなと思いました。

これはですね、むしろ個人単位に一つはすべきですし、またですね、令和5年度の3月補正ではですね、11億6,410万円の財政調整基金が計上されています。

これは別の表では注釈があつてですね、これは予算上の残高であつて7億7,747万円は基金に入れずに、繰越しとして使うため基金には3億8,663万円が繰入れとなるというふうな説明がありましたけども、基金繰入れとこうした繰越しを足すとですね、実際に11億6,410万円というお金が、一応、今の中間市では余力としてあるわけですね、今年度だけ見ても。そのほかにも40数億円の、今、財政調整基金のため込みもあります。

ここまでですね、今、市民生活が疲弊しているときに、何でその、市は財政の貯蓄に走るのでしょうか。

6,300万円などですね、今、貯め込んでいる余力、あるいは貯めようとしているお金、こういったことに比べるとですね、余りにも少な過ぎるのではないかと思います。

1世帯3,000円という、そうした生活を無視した配分のは正が必要だと私は考えます。

こうした11億円の余力を使ってですね、一人1万円ぐらいの財政支出をしても4億円で済むですから、財政効果を言うならば、それを私はやるべきだと思います。

それとですね、もう一つは中央公民館の問題ですけども、実はこの中央公民館、このような経過をたどることなくですね、長寿命化で活用すべきだったと私は思います。

中央公民館の閉館時の説明会に私も出席しましたけども、中間市の貯金であるこの財政調整基金はですね、令和5年度で0になるとまで、そこでは発言がされていました。だから、身の丈に合った市政運営ということで、施設の廃止が次々と実施をされてきて、中央公民館もその一つです。

しかし、実際にはどうなのか。基金積立てが、令和5年度にゼロになるどころか、県下でも特出して異常なため込みが今続いている。

一般質問でも言いましたけど、2020年からの3年間で、県下の平均が1.25倍のため込みをしているときに、中間は33.33倍という、このコロナ禍でとてつもない金のため込みやってるわけですね。

こうした財政支出の見直しを含めて、やっぱり中央公民館については、もう少しお金のかからない方向で再検討してほしいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算の修正案について、反対討論を行います。

修正案は、大まかに5つの事業の全額と、2つの事業の一部減額を合わせて、7つの事業、総額2億4,923万1,000円を予算案より削除するというものです。多岐にわたる修正のため、討論が長くなりますことをお許しください。

さて、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定の396万円は、現行の中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略の継続版として令和7年からの計画を策定するための予算であり、国の交付金を受けるためには欠かせない計画であります。

委員会の中で、この交付金を使い、北九州市など複数の自治体と広域で行っている地域振興の事業があること、また、企業版ふるさと納税の事業に対し国の許可を得るために必要な計画であるとの説明がありました。

この予算を認めないのは、中間市第5次総合計画が策定されていないことが理由であるとのことですが、皆様も総合計画の策定は2011年の地方自治法の改正で義務から努力義務と変更になったことはご存じのことと思います。

総合計画は10年計画であり、長期的な計画を策定しても、環境の変化が激しい中で実効性の確保は困難であり、計画が形骸化しているとの課題もあり、総合計画の簡素化や廃止に踏み切った自治体もあるそうです。

ですから、総合計画がなくとも、この計画を策定することが可能であるということです。現に、マスターplanや人権教育、各種福祉の計画などは策定されております。

なぜ、この計画だけつくることを認めないのでしょうか。行政運営に支障が出ることを承知しながら、予算を修正する意図が全く理解できません。

次に、JR中間駅周辺環境整備業務委託料100万円は、大学生に協力を依頼し、JR中間駅舎及び駅周辺の整備をする事業であると伺いました。大規模な改修予算ではないものの、長年放置されてきた課題に市が取り組もうとしている予算であります。

この事業は、若者の社会参加という教育面で貢献できるとともに、中間駅に注目してもらう話題づくりになるものです。

確かに、一過性の環境整備かもしれませんのが、無人化になり7年経ち、寂れてしまった中間駅舎やその周辺が若者の力でどこまで変わるのが、楽しみではないでしょうか。社会教育の機会を与え、若者を育て、応援する事業と捉えるべきではないでしょうか。中間駅の改修、周辺の開発計画とは次元を変えて判断すべきと考えます。

次に、物価高騰経済支援商品券配布事業7,569万8,000円は、ごみ袋配布事業、水道の基本料金減免事業に次ぐ、市が行う全世帯向けの事業であります。

委員会の中で、ひとり暮らしも大家族も同じ3,000円なのは公平性に欠けるとの意見がありましたが、それはごみ袋も水道の基本料金も全く同様なことが言えます。その際には、このような意見はなく、今回だけ公平性を主張するのは理解できません。

また、総事業費の20%は事務費などの経費となるのは無駄なので、経費のかからない水道料金減免を行うべきとの意見がありました。確かに、水道の基本料金の減免は家計支

援にはなりますが、市内経済への直接的な貢献は期待できません。

一方、商品券の予算 6, 300 万円は、市内で使われ循環し、家計支援になるとともに、消費喚起による経済支援が期待できます。そして、商品券配布事業の経済効果は、額面の 30%との研究論文もあることから、20%の事務費は回収可能であり、無駄にはならないと思います。

次に、通谷の歩道橋撤去及び歩道整備事業は、財政が安定したおかげでようやく取り組むことができる事業であります。

歩道橋は 10 年前の定期点検より、区分 3 早期措置段階、早期の安全対策が求められる状態にあり、仮に、区分 4 緊急措置段階の判定が出ると、直ちに閉鎖しなければならないと聞いています。

子どもたちの安全に配慮するのであれば、歩道橋の撤去は早急に行うべきです。計画内容は、恒久的な安全対策と 100% の安全確保ができていないとの修正理由は、余りにも極論過ぎます。子どもが踏切や道路を横断するとき、近くにいる大人が気をつけて一緒に渡るということが当たり前にできる中間市を目指すべきではないでしょうか。

委員会の中で、市民に交通指導をお願いするのは負担ではないかとの意見がありました。が、警備員を配置してもいいと思います。少なくとも、私が知っている交通安全指導員の方は、子どもから元気がもらえるからと喜んで立たれています。

また、線路沿いに新たに幅員 2 メートルの歩道を整備する計画ですが、これは子どもだけでなく、高齢者など、障がいがあり歩道橋の階段の上り下りが難しい方の悲願でもあります。歩道整備も早急に取り組むべきです。工事の先送りは、物価高騰に伴う工事費の増大にもつながり、それこそ無駄な経費が発生するのではないかでしょうか。

次に、シティプロモーション業務委託料は、ふるさと納税の寄附の増収を目指し、有名芸能人に中間市の宣伝をしてもらおうと、昨年度より予算を増額したと伺いました。

減額修正の理由として、中間市の P R 大使である大野いとさんを使えば、予算が削減できるというのは、大野さんに失礼ではないでしょうか。委員会の中で、大野いとさんは他の自治体でふるさと納税の冊子に起用されているので難しいと説明があったはずです。

ふるさと納税の寄附額が減っているからとふやすための対策を求める一方で、宣伝の予算を減額するのは矛盾していると言わざるを得ません。

次に、中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事費の 2, 000 万円の減額は、全く意味が分かりません。

修正理由はスポーツ振興くじの補助金 2, 000 万円の申請が通るかどうか分からぬから、一旦歳入予算から落とし、確定してから補正で上げるとの内容です。

そもそも予算は見込みで計上するものであります。例えば、国の交付金も補助金も見込みですから、確定後、補正をかけています。最初から歳入予算を減額させる行為は、スポーツ振興くじの補助申請をしなくてもよいと言っているようなものではないでしょうか。

最後に総括しますと、予算を次々修正することは、職員のやる気を削ぐことにもなりかねませんし、中間市の信用を落とすことにもなりかねません。このような修正をかけなくとも、事業を行う中で修正可能な部分もあるはずです。

本修正案は、中間市の行政課題を先送りし、行政運営の停滞を招くだけであり、中間市民のためになつてゐるとは全く思えません。

以上のことから、修正案に反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

続きまして、修正部分を除く原案に対し、討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算に、反対する意見を申し述べます。

福祉分野における市内各団体への補助金が、令和2年度から大幅に削減されたままの状態が今日まで続いております。こうした市民団体の活動は、市民生活の維持や向上のためには必要不可欠な活動です。こうした活動を積極的に支援するため、令和元年度までの補助額へ戻すことを求めてまいります。

次に、人事評価制度により、職員間で競争させ、勤勉手当で格差をつけるやり方はやめるべきです。しかも、この間の職員の削減が、余りにもひど過ぎます。適正な人事政策を求めます。

マイナンバーを中心としたデジタル化の強引な推進はやめるべきです。元来、国民生活関連予算を大幅に切り捨ててきた国が、なぜここまで大型予算をつけてまで実施しようとしているのか、疑っていく必要があると思います。国民生活の利便性の向上を言いますが、この推進の背景には、財界の新たな利潤獲得の思惑があります。職員の半減も公言しています。利便性は大切ですが、安全性の担保のもとに進めていくべきです。

国民の個人情報の漏えいの危険性と、そこから来る新たな問題の発生を危惧して、こうした一方的なデジタル化の推進の中止を求めます。

学校給食の民間委託の中止と、学校給食費の無償化を求めます。学校給食は、食育と言われるように大事な教育の一環です。つくり手の思いと、生徒の思いとが通い合う正規職員による学校給食の完全復活を求めます。

また、民意と議会の総意である学校給食費の無償化は、国に先立っての、この中間市から実施すべきであります。その思いは、必ず市民にも生徒にも伝わると思います。人に優しい中間市政を、まず教育の分野から示してほしいものだと思っております。

近年の基金のため込みがひど過ぎます。もっと市民生活に配慮した予算執行を行うべきであります。

次に、消防本部所管についてであります。予算書において、令和5年・6年の2か年計画で、移動式空気ボンベ充填機、空気呼吸器及びボンベ購入のための石油備蓄基地埋立対策等交付金、812万7,000円が計上されております。

昨年も討論いたしましたが、白島備蓄基地については、福智山断層の延長線上にあり、危険が問題視されている施設でもあります。気候温暖化の問題も待ったなしの状況です。

中間市にとって、市民の命と財産を守るために、移動式空気ボンベ充填機、空気呼吸器及びボンベは必要だと考えます。市の基金等を活用して購入すべきと考えます。

以上により、本予算案について反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議題のうち、まず、修正動議による第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算に対する修正案を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

修正動議の修正案のとおり決することについて、賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正動議による修正案は可決されました。

続きまして、ただいま修正可決した部分を除く、令和6年度中間市一般会計予算の原案について採決いたします。この採決は電子表決により行います。

修正可決した部分を除く令和6年度中間市一般会計予算の原案について、賛否の表決を求めます。ボタン押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正可決した部分を除く、第23号議案は可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま第23号議案が議決されましたが、修正案及び修正案を除く原案において、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきまし

ては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

---

日程第2. 第24号議案

日程第3. 第25号議案

日程第4. 第26号議案

日程第5. 第27号議案

日程第6. 第28号議案

日程第7. 第29号議案

日程第8. 第30号議案

日程第9. 第31号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第2、第24号議案から日程第9、第31号議案までの令和6年度各会計予算8件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第27号議案、令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の特別会計予算の歳入にあっては市債10万円が、歳出にあっては公有財産購入費10万円が計上されており、予算の総額は歳入歳出それぞれ10万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第24号議案、第25号議案、第28号議案及び第29号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第24号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申

上げます。

まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税が令和5年度と比較して9, 085万円減額され、6億4, 587万6, 000円計上されています。

また、県支出金として35億6, 144万円、繰入金として5億1, 521万6, 000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、保険給付費では、令和5年度と比較して277万7, 000円減額の35億3, 945万4, 000円、国民健康保険事業費納付金では10億7, 859万5, 000円、保健事業費では3, 798万6, 000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ47億8, 736万9, 000円となってい

ます。  
討論において、「国民健康保険は、公的な責任が非常に重いと考える。失業者や年金生活者など低所得者の加入率が高く、保険税の負担に市民の生活を追われていることから、近隣の自治体で実施されている法定外繰入れを早急に実施することを求めて、反対する」との意見がありました。

次に、第25号議案、令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として15万3, 000円、貸付金の元利収入として34万円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料に13万2, 000円、補償、補填及び賠償金に50万4, 000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ63万9, 000円となっています。

討論において、「県の補助金も10数万円になり、また、貸付金の回収も予算書では40万円程度となっている。貸付金の回収に関しては、債権の保全措置をしっかりと取れば、特別会計自体を残す必要はないと考える。このことから、令和7年度以降、特別会計を閉鎖することを求めて、意見を付して賛成する」との意見がありました。

次に、第28号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者介護保険料が9億5, 610万2, 000円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金が12億8, 037万3, 000円、支払基金交付金が12億8, 478万円、県支出金が6億9, 190万1, 000円、一般会計繰入金が7億9, 852万4, 000円計上されています。

次に、同勘定の歳出の主なものとして、介護サービス利用に伴う保険給付費が44億5, 126万1, 000円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費が4億8, 364万3, 000円計上されています。

以上により、保険事業勘定の予算総額は歳入歳出それぞれ50億3,468万8,000円となっています。

次に、介護サービス事業勘定の主なものとして、予防給付費収入が3,328万4,000円計上されています。

次に、同勘定の歳出の主なものとして、会計年度任用職員人件費及び介護予防支援計画原案作成委託料支払費等に3,328万6,000円が計上されています。

以上により、介護サービス事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ3,328万6,000円となっており、保険事業勘定を加えた予算の総額は歳入歳出それぞれ50億6,797万4,000円となっています。

討論において、「標準の所得段階の方は、月にして306円の減額となっているが、所得段階が10段階以上の方は値上げとなっている。次期保険料を検討する際は、圧倒的多数の被保険者の保険料が下がっているときに一部だけ上がるような形ではなく、全体を下げる方向で検討することを求めて、意見を付して賛成する」との意見がありました。

次に、第29号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料として6億9,332万6,000円、一般会計繰入金として2億6,734万1,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、後期高齢者医療広域連合への納付金として9億4,655万7,000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ9億7,046万4,000円となっています。

討論において、「急激な物価高の中で、年金などの減額がなされているときに、保険料の引上げによる市民の負担は大きい。以前実施された負担割合の変更により、病院への受診控えが起きていることなどから、後期高齢者医療保健事業の運営方針が好ましくないと指摘し、反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要です。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第24号議案及び第29号議案については、いずれも賛成多数で、第29号議案及び第28号議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第26号議案、第30号議案及び第31号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第26号議案、令和6年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫補助金に5,000万円、地域下水道施設改良等基金繰入金に2,501万円、一般会計からの繰入金に2,499万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとして、中鶴下水処理場の解体撤去工事費に1億円が計上されております。

以上により、予算総額は歳入歳出それぞれ1億8万9,000円となっております。

次に、第30号議案、令和6年度中間市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の主なものとして、下水道使用料が4億9,940万円、他会計補助金が5億355万2,000円、長期前受金戻入が3億7,581万9,000円計上されており、総額14億4,537万1,000円となっております。

収益的支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金が3億5,845万5,000円、減価償却費が7億6,988万6,000円、支払利息及び企業債取扱諸費が1億4,186万円計上されており、総額14億1,665万6,000円となっております。

その結果、令和6年度は消費税を含めまして2,871万5,000円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、建設改良の財源として、建設改良企業債が6億810万円、国庫補助金が3億6,660万円、一般会計からの繰入金として、他会計出資金が9,849万円計上されており、総額11億6,903万円となっております。

資本的支出の主なものといたしましては、建設改良費が10億2,975万9,000円、企業債償還金が5億2,824万1,000円計上されており、総額15億6,272万2,000円となっております。

その結果、3億9,369万2,000円の不足となります、不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

次に、第31号議案、令和6年度中間市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の主るものといたしましては、給水収益が9億228万円計上されており、総額10億9,977万8,000円となっております。

収益的支出の主るものといたしましては、原水及び浄水費が2億8,867万円、固定資産の減価償却費として3億2,154万9,000円が計上されており、総額10億9,659万9,000円となっております。

その結果、令和6年度は消費税を含めまして317万9,000円の利益が見込まれて

おります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、企業債が5億3,000万円となっており、総額5億3,660万円となっております。

資本的支出の主なものといたしましては、唐戸浄水場浄水池整備工事等に伴う工事請負費等の原水及び浄水施設改良費が3億743万円、配水管布設替工事に係る工事請負費等の配水施設改良費が5億908万2,000円、企業債償還元金が2億6,550万1,000円計上されており、総額10億9,732万8,000円となっております。

その結果、5億6,072万8,000円の不足となります。不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

討論において、「行政が非正規職員をふやし、人件費削減の目的で民間委託を進めいくような経済の悪循環を助長する行為は見直すべきと考える。また、老朽化する唐戸浄水場について、現在働いている方を市の職員として採用し、水道事業についての技術力継承も含め、直轄に戻すべきだと考えることから、反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第26号議案及び第30号議案は全員賛成で、第31号議案は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口議員。

#### ○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第24号議案、令和6年度中間市特別会計保険事業予算に反対をいたします。

国民健康保険法第5条で、都道府県の区域内に住所を有する者は、国民健康保険の被保険者とすると謳っています。

つまり、ほかに医療を担保される制度に加入している人以外は、強制的に国保の被保険者としているわけです。であるならば、被保険者の経済状態や生活実態を加味して、もっと緩やかな運営に努めるべきですが、現実はそうなっていません。

ほかの保険制度と違い、一定の所得がある状態を加入の前提として運用されているわけではありませんので、実態としては失業者や低所得者あるいは年金生活者がその大半を占めています。結果として、現状では、同様の所得で他の被保険者と比較すると2倍近い負

担となっています。

こうした実情から、県の知事会や市町村会では、国に1兆円の新たな負担を求め、こうした矛盾を解消するよう働きかけをしていますが、ただ傍観しているわけではなく、法定外繰入れという資金注入で、少しでもこうした状況の矛盾解消に努めている自治体が多数あります。

中間市の近隣でもこのような努力がなされていますが、中間市では、現福田市長下の近年では、ただの1円の繰入れもなされていません。一般財政では、ものすごい勢いで基金のため込みが図られているのも中間市の特有の特徴です。

こうした市財政確保中心の運用ではなく、市民生活に目を向けた優しい運用を求めて、この予算案には反対をいたします。

次に、第28号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計予算に、こちらは賛成の立場から意見を申し述べます。

介護保険料は3年に一度の見直しであり、令和6年度からの3年間は9期の保険料となります。今回の予算は、このことを前提として組まれており、保険料は標準段階の5段階で月306円の減額予定となっています。

しかし、この改定案では月420万円を超える10段階以上の人には全て値上げです。その最大の要因は、従前の8期までの基準額に掛ける乗率が国の数値に切替えたためであります。しかし、その該当する人員は、約1万5,000人の被保険者のうちの300人程度ですので、確保できる保険料額についても、僅かなものでしかありません。

今、不況下の物価高の中で、一様に市民生活は疲弊しています。それならば、従前の乗率を適用して、全ての被保険者が保険料の引下げの恩恵を受けるようにすべきではなかつたかと思います。

圧倒的多数の被保険者は引下げとなる予定のようですが、反対はいたしませんが、設定に対する反対の思いを述べて、意見を付しての賛成といたします。

次に、第29号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、反対意見を申し述べます。

こうした年齢による差別的な医療制度については反対であります。また、令和6年度は2年ごとの保険料の見直しの時期であり、介護保険料の見直しと同時に行われる、6年に一度の見直しです。

介護保険料は引下げの動きの中で、後期高齢者医療保険料は既に5万6,435円の均等割が6万4円と6.3%の引上げですし、所得割は10.54%が11.83%と、こちらは12%もの引上げとなっています。賃金年金は下がり、収入減の中で物価が上がった上に、こうした義務的支出である公共料金の引上げは、市民生活や市内経済にも大きなマイナスです。

今、多くの被保険者が窓口の1割から2割への負担改定の中で、急激な受診控えが起こ

っています。こうした状況は病気の悪化を招き、かえって医療費の高騰と、そのことによるさらなる保険料の引上げという悪循環を生み出します。

こうした何重にも問題のある制度設計と、その運用について、容認できるものでありますので、反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

第31号議案、令和6年度中間市水道事業会計予算について反対の意見を述べます。

市民の命に関わる水道事業における休祭日並びに夜間業務の民間委託は、人件費の削減のために行われているものであり、より安い賃金で雇用できるということから、労働者間の差別を持ち込むものであります。

行政が非正規職員をふやし、人件費削減の目的で、民間委託を進めていくような経済の悪循環を助長する行為については、見直すべきだと考えます。

さらに、老朽化する唐戸水浄水場の現地視察を昨年もさせていただきました。現在、浄水場で働いておられる方々を、市の職員として採用していただき、水道事業についての技術力継承も含めて直轄に戻すべきだと考えています。

以上の理由から、令和6年度中間市水道事業会計予算については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結します。

これより、第24号議案から第31号議案までの令和6年度各会計予算8件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第24号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案、令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第26号議案、令和6年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第27号議案、令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第28号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第29号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて、賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。  
賛成多数であります。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第30号議案、令和6年度中間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、第31号議案、令和6年度中間市水道事業会計予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第10. 第32号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第10、第32号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、来年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画について、中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会からの答申を受け、介護保険料の改定を行うものです。

条例改正の内容としては、まず、基準保険料額については、月額では6,160円を5,854円に306円の引下げ、年額では7万3,920円を7万248円に3,672円の引下げを行うものです。

なお、保険料の抑制措置として、保険給付費準備基金から2億3,000万円を取り崩し、保険料の上昇を抑えることとなっております。

また、保険料の所得段階については、本市の第8期介護保険事業計画と同様の13段階を維持しつつ、各所得段階において乗じる割合については、介護保険法施行令において、国が定める基準に準ずることとなっており、非課税世帯である第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げる規定については、国の基準と同様の引下げを行うものです。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日となっております。

討論において、「圧倒的多数の被保険者の値下げになることを評価して、賛成する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第32号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決しました次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第32号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 委員会提出議案第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第11、委員会提出議案第1号、中間市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第1号、中間市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴いまして、中間市議会議員の市に対する請負の状況を公表すること等により、国からの助言でも示されております、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に条例を制定するもので、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会において議案の提出を行うものでございます。

条例の内容といたしましては、まず、第1条においては、中間市議会議員が中間市に対し、地方自治法第92条の2に規定する請負する者又はその支配人である場合における請

負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とするという本条例の目的を定めております。

次に、第2条では、毎年6月1日から同月30日までの間に、前会計年度における市に対する請負の状況を議長に報告しなければならないことなど、報告の事項等を定めております。

次に、第3条では、議長は、報告の一覧を作成し、公表しなければならないことを、第4条では、保存期間及び閲覧を、第5条では、委任についてをそれぞれ定めております。

条例の施行日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号、中間市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 委員会提出議案第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第12、委員会提出議案第2号、中間市政治倫理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第2号、中間市政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、委員会提出議案第1号でご説明したとおり、地方自治法の一部が改正され、議員に係る請負に関する規制の明確化及び規制の緩和がなされたことに伴いまして、現行の中間市政治倫理条例は、議員の配偶者及び1親等の親族にも請負を辞退するよう求めておりましたが、地方自治法の改正による議員本人の請負の規制の緩和との整合性を図るため、議員の配偶者及び1親等の親族についても同様に請負の規制の緩和及び請負の状況の公表をするもので、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、中間市政治倫理条例第18条において、議員の配偶者及び1親等の親族を、市が行う請負契約及び委託契約を辞退しなければならない旨の規定から除外し、議員本人同様、地方自治法施行令第121条に規定する額の請負等の契約ができることとしております。

また、同条第5項において、議員の配偶者及び1親等の親族に係る請負の状況の公表について、規定を新たに定めることとしております。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日から施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ただいま提案されました委員会提出議案第2号について、若干質問を行います。

本来、議会運営委員会の提案事項なので、こういった形で質問することが妥当かどうかなのか、若干悩みはしましたけれども、とりあえずお尋ねしたいことがありますので、お聞かせを願いたいと思います。

令和4年12月に地方自治法及び地方自治法施行令が改正されたことを踏まえ、当議会においても、今回の議員提案による請負、委託契約に関する政治倫理条例の改正、第1号によって、公表に関する条例の提案に至ったものと、確認、理解をしております。

一点お尋ねしたいことがありますので、ぜひ柴田議会運営委員長、ご回答いただければと思います。ご回答いただける範囲で結構ですので、全然構いませんので、ぜひご回答願えればと思ってます。

そこで、第2号議案の提案に至るまでの、まず、経緯についてお尋ねをいたします。正直申し上げまして、議運での様々な協議によって今回のことがなされたと報告を受けております。

しかしながら、私ども1人会派、私とあと2名おられますけれども、1名は議長なので、

1人会派は議運にメンバーを出せておりません。

議会事務局より、議運での議論の経緯等については、るる報告を受けさせていただいておりますけれども、ただ事務局の言葉、書類だけでは、なかなか何でこういう形で今回の条例提案に至ったのかという本旨が、なかなか言葉として伝わりにくいものがあります。

よってですね、この条例が、第2号議案の条例が制定された後、また、今回の条例が提案されるまで、いわゆる制定以前と中間市議会の政治倫理条例における私どもの立場というのはどう変わるのが。それをどのようにご理解して、今回の経緯が出されたのか、その点も含めて、ぜひちょっとご質問——もう一点ありますけれども、先にそれからお答えいただきたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

今、ご質問いただきました内容につきまして、まず、議員につきましては、改正される前まではですね、議員についても同じように辞退するということが求められておりましたけれども、今回条例の改正等によりまして、1会計年度取引額の合計が300万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しないということになりましたものですから、今回、新たに制定を行っております。

それに伴いまして、同じように議員の配偶者及び1親等の親族にも請負を辞退するよう求めておりましたけども、ここは、政治倫理条例を改正することによって、同じように1年度会計の取引額が合計300万円以内であれば、抵触しないというような形で整合性を図っていこうということの中で、議会運営委員会の中で議論を含めて提案させていただきまして、その後、各会派に持ち帰っていただきまして、約1週間後、採決をさせていただきまして、皆さん賛成ということでありますので、今日提案をさせていただいております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

柴田委員長、ありがとうございました。なぜこの質問をですね、させていただいたかと申し上げますと、確かに議運での経緯等については、私どもも知れないことでしたので一口頭ではですね、お聞かせ願いたいということで質問をいたしましたけれども、もともとこの質問を考えた前提というのがございまして、それを一点、ちょっとご指摘を申し上げて、委員長、可能な範囲で結構ですので、ご意見・ご答弁等があればさせてください。

令和4年12月に、地方自治法、それから地方自治法施行例が改正されて、いわゆる議員による請負の禁止条項というのは300万円まで、300万円以下ですよね、以下ということで、今回条例が提案をされました。

そこでですね、これ当然議会だけの問題ではなく、この条例の執行に当たって、請負又は委託契約を行政として実行するのは、行政当局、市当局ですよね。

ところが、その市当局の方々が、方々がですよ、先ほど委員長からご説明があった内容を前提として、そういう認識・意識が共有されていたのか、今後共有されるのか。この点についてですね、私はぜひ、お尋ねをしたかったんで、今、そういうお話をしております。

一例、一例ですよ、申し上げますけれども、令和4年12月以降、いわゆる令和5年度の請負、委託契約、それから令和6年度の請負、委託契約というのがですね、当然この、これ、別に政治倫理条例が改正されようが、されまいがですね、法律上それが許容の範囲になってるわけですから、あえてやろうと思えばできたわけですよ、あえてやろうと思えば。今回のこの条例が制定される、されないは別にですね。

法律はそう求めとるわけですから、それは十分可能なわけでしたけれども。ところがですね、この令和5年、令和6年の、請負、委託契約の中の300万円を超えない、以下のものの契約について、いわゆる入札ですね、当然、これ入札参加資格等があれば入札に参加できると思うんですけども、少なくとも私が聞き及んだ範囲では、一件、実際に一件かどうか分かりません、もうちょっとあるのか知りませんけれども、少なくとも一件だけ、本来、入札に参加できるはずだった方が、入札に参加できなかつたという事例が惹起しているようです。

その惹起した理由は何なのか。先ほど申し上げたように、これの原因がありましてね。入札を担当する所管ですね、そのことを全く認識を共有してなかった。いわゆる地方自治法が改正されて、300万円以下の仕事ができるんですよという法改正の趣旨をですね、それは当然、法改正ですからその実行について、所管の担当部署の方が全く理解・認識を共有せず、知らなかつたという事実があります。

私はね、この点に関して、先ほど委員長から、今回の提案については、私は全面的に賛成ですけれども、そういう認識が共有できない状況がなぜ生まれるとののか。これ議会と執行部、それから同じ執行部の中でも執行部の部署によって認識の違いがある、こういう状況はですね、今後ぜひ改めていただきたい。改めていただきたいし、改めなきやならん、これ公平性を担保するだけのやり方ができないわけですよ。いわゆる、簡単に言いますとね、これ法律用語で言うと、得べかりし利益を逸しさせとるんですよ。

よろしいですか。そういう考え方方に立ったときに、やっぱりしっかりとお互いが認識を共有してやっていただける状況、ぜひつくってください。

そのことを特に、委員長にですね、お尋ね等をして、ここで皆さんと共有できるように、言葉を発していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議会運営委員長（柴田 広辯君）

今、ご指摘いただきました内容につきましては、執行部とですね、連携をとりながら情報共有を行ってしっかりと取り組んでいきたいと思います。

また、第2号議案につきましても、今日採決されましたら、その後ですね、4月1日から施行ということありますので、情報共有をしっかりとさせていただきまして、漏れがないような対応をさせていただければと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第2号、中間市政治倫理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 委員会提出議案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、委員会提出議案第3号、中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第3号、中間市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年12月定例会におきまして、令和6年4月1日からの機構改編

に伴う条例が議決され、新たに未来創造部が設置されますことから、総合政策委員会の所管に未来創造部の所管に属する事項を加えるもので、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

条例の改正の主な内容といたしましては、中間市議会委員会条例第2条第2項において、新たに第2号として未来創造部の所管に属する事項を設け、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げております。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日から施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第3号、中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 意見書案第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、意見書案第1号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。

意見書案第1号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書案の趣旨説明を行います。

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用、依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあります。

実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて、2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告もあります。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことであります。

また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになりました。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生しています。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もあります。

よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求めます。

一つ、現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

一つ、若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面か、オンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

一つ、濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

一つ、若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、4点について、国の特段の取組を求める。議員の皆様のご賛同をお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

意見書案第1号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書、基本的な方向としては、私は反対ではありません。ありませんが、例えば、今回、意見書として提案された内容について、少しちょっとこれ確認したほうがよろしいなという内容が、若干あるように私は見ましたので、お尋ねさせていただきたいと思います。

ご存じのように、こういう薬物に関しては、様々な法律によって罰則等の規定もあり、法律による様々な規制がかけられております。

当然、ここに挙げられておる、いわゆる薬物——薬物というのはいわゆるどの範囲をもって薬物というのかというのもありますけれども、少なくとも、病院・薬局等で処方・販売されるお薬ということで解釈していいのかなと思います。

そうなるとですね、今の日本のそういう薬も含めた医療に関する全ての法律というのは、昔はですね、薬事法という法律があったんですね。

ところが、今、薬事法という法律が、若干変更になりましてね、法律が変わつたようではありますけれども、当然、ご提案者は——これ何でかというと2点目に関連する質問なんで、まず先にお聞きしますけれども、どういう法律に変わったのか、ご存じでしょうか。ちょっとお答えください。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

詳しい薬事法については、また資料を添付してですね、後日お渡ししたいと思います。

これはですね、今回は、厚生労働省医薬局の医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要資料、これに基づいてですね、今回、提案をいたしております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

私がお尋ねしてるのは、内容は極めて前向きでね、薬物対策としては必要という私もそういう立場でお聞きしているわけですけれども、こういう公の議会でご提案されるときは、これ何によってそういうふうになつとのかということを、しっかりと伝えていただきたい。

当然先ほど申し上げた内容です。いわゆる薬物に関しては、医療行為、それから医薬の販売、これはね、旧薬事法、今、薬機法といいます——という法律にしたがって全てが行

われとるんですよ、行政執行は。

ということは、例えばこの中に書かれている4点、細かい点がありますけれども、これらも含めて、その薬機法上のどの条文のどの部分が求められるのか、改正すべきなのか、販売の仕方や対策、その他もろもろのご指摘ありますけれども、この前提となる根拠がほとんど明記されてないし、私はやっぱりしっかりとね、明記して確認を——文章的に、今、意見書として上がってきてている内容では、そこまでの必要はないかと思いますけれども、先ほど申し上げたように、この印、一、一、一、一、4点、この4点についてですね、薬機法上の改正点、なんでここをこういうふうに変えたほうがいいと、この言葉だけではちょっと私は理解し難いんで、もしよろしかったらね、提案した阿部議員、ご説明いただけませんか。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

これはですね、現在ですね、若者を中心に市販薬のオーバードーズが広がっているためその対策を強化する、2025年までに医薬品医療機器法（薬機法）を改正したいということで、これを上げております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

私が今お尋ねしているのは、まず、その薬機法に変わったわけですよ今、そういう名称に。その薬機法に基づいてこういう規定があるんで、これを変えるのに、こういう対策を打つのに、薬機法のどの部分を改正すべきということで——恐らく、これ政府に要望書出しまでしょ、意見書は。厚生労働大臣、武見敬三、孤独・孤立対策担当大臣、加藤鮎子さん、この方に意見書を出すわけですよ。その時に、どの方向——薬機法のどの部分をどう改正すべきかということを出さんと、これ意見書としてはちょっと不十分な気がしますので、今日、もうそれ以上の答弁、お話は結構ですけれども、ぜひその点を明確にしてですね、せっかく意見書、私これ賛成します。ぜひ必要なことなんで賛成しますけれども、その細かい点も含めてね、ぜひ整理をされて、もしよろしかったら教えていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

このままでいいということでおろしいですね。今言われた資料はもらうけれど、これはこのまま採決させてもらっていいってことですね。（了承する声あり）

ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 意見書案第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、意見書案第2号、官房機密費の廃止と従前の使途の公開を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

意見書案第2号、官房機密費の廃止と従前の使途の公開を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

我々の納めた税金が何に、いつ何のために使われたのかについては、当然これを使った側としては、主権者である国民に対して説明する責任があると思います。

今、国政では自民党の裏金が問題となっていますが、公的に入手した収入は公的制度にしたがって処理すること、あるいは公的性格の支出については、その使途について国民に明らかにすることは、強制的に徴収した税金の事後処理としては、当然のことではないでしょうか。これが曖昧にされる国家は、主権者をないがしろにする、文字どおりの独裁国家と言えます。

ところが、昨年暮れに問題化した官房機密費は、既に辞任が決まった官房長官が、その使い道の説明も使った後の領収書による証明も何もない文字どおりの闇金です。

通常、国から支出された交付金については、会計検査院の査察もあり厳しい審査があります。これは、地方自治体や民間団体でも日常的に経験していることです。それは、一円の無駄も許されない厳格なものです。

中間市でも、その結果として、国に返還を求められた苦い経験もありました。交付金支出ということに対して、一般的に、国は非常に厳しい対応するのが通例です。

ところが、ことこの官房機密費に至っては、毎年12億円を超える支出をしながら、10万円程度の返金をしただけで領収書もなければ説明も求めないという、通常では考えられないような処理を何十年にもわたって繰り返してきました。

私たちは、政権に全てのことを白紙委任しているわけではありません。せめて何に使つたのかの説明もつかないような公金支出については即刻やめるべきだと思います。

また、外国のように、こうした公的文書については期限を切って公開すべきです。国民に堂々と説明もできないような官房機密費は即刻廃止をすべきです。

以上のことを探めて意見書を提出いたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号、官房機密費の廃止と従前の使途の公開を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 意見書案3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、意見書案第3号、企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

企業団体献金の全面禁止に関する意見書案の趣旨説明を行います。

政治資金規正法では、1回の政治資金パーティーにつき、合計20万円を超えるパーティー券を購入したものが、氏名等政治資金収支報告書に記載する、このことが義務づけられています。

しかし、自由民主党の主要5会派については、平成30年から令和3年までの4年間ににおける4,000万円分の収入に関する記載がなかったことが明らかになっております。パーティー券の購入者は、大企業や大手業界団体です。

名目上は、パーティーに参加する対価ですけれども、実際にはそのほとんどが利益となっております。パーティー券の収入が、事実上の企業・団体献金となっています。

利益を目的とする企業が、献金やパーティー券の購入を行うことは、政策的な見返りを求めていたためであります。金の力で政治をゆがめることは、決して許されるわけにはいきません。

企業・団体献金を温床にした今日の裏金事件は、特定の企業、業界が特定の政治家に賄賂を渡して政治をゆがめるのではなく、主要会派がそろって政治資金収支報告書を偽造していた、党ぐるみの組織的犯罪です。特定議員の処分では済まされません。

自民党大会を前後して、衆・参両院で政治倫理審査会（政倫審）が開かれました。野党側は、自民党調査で判明した裏金議員83人——衆議院が51人、参議院が32人の出席を求めていましたが、弁明に応じたのは、安倍派幹部が8人と二階派幹部の1人、合計9人にとどまっています。

しかも、真相を隠す弁明ばかりです。20年以上前に始まったとされる安倍派の裏金システムは、誰が何のためにつくったのか。

参議院選挙の年に改選議員に裏金が全額還流をされていたのは、選挙買収のためではないか、2022年4月に一旦決まった還流の廃止が安倍晋三元首相死去後の同年8月に復活した経費に、当時の派閥幹部はどう関与していたのか、こうした問いに、安倍派幹部らは「覚えていない」「一切関与していない」「資金は、秘書に任せていたので知らない」の一点張りです。

岸田首相は、党大会で、茂木敏充幹事長に裏金議員の処分内容を具体化するよう指示し、自らを含む党幹部は、全国各地で党員らの声を聞く政治刷新車座対話に取り組むことも述べました。

しかし、裏金議員たちの大半は、なおも説明を拒み、口を開けば裏金づくりが自然現象で生まれたかのように言い訳です。

党員の声を聞く車座対話よりも、今やるべきことは国民に真相を語る証人喚問であります。重大なのは、党ぐるみの組織的犯罪が、認識も反省もできなくなつた自民党が財界、大企業と米国の要望にこたえることで、生き残りに活路を求めていることです。

よって、中間市議会は、国会及び政府に対し、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶するため、次の事項を実現するよう強く要望いたします。1、企業団体献金を全面的に禁止すること。2、政治資金パーティーの収支を政治資金規正法上の寄附とみなし、公開基準については、年間5万円を超えるものとすること。3、政治資金規正法違反の裁量を全体的に引き上げ、政治家本人の連座制を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員の皆さん方の賛同をよろしくお願ひを申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号、企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第17. 会議録署名議員の指名**

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、蛙田忠行君及び柴田広辞君を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和6年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時43分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 中野 勝 寛

議員 蛙田 忠 行

議員 柴田 広 辞